第十六条第一項第一号中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項又は第五項」に、「基礎調査票及び」を「基礎調査票又は」に改め、同項第二号中「第十四条第四項及び」を「第十四条第五項の規定により送付され、又は」に、「送付され、又は作成した」を「集計を行つた」に、「並びに同項及び」を「及び同項の規定により作成し、又は」に改め、「作成し、又は」を削り、同項第三号中「第十四条第三項及び第四項」を「第十四条第二項、第四項又は第五項」に、「並びに」を「及び」に、「及び第三項」を「の規定により作成し、又は同条第三項」に改め、「作成し、又は」を削り、「全国結果表」を「月別全国結果表及び年間全国結果表」に改め、同条第二項中「取りまとめ地域センター等の長は、第十四条第三項」を「地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、第十四条第二項又は第四項」に、「集計した」を「集計を行つた」に改める。

（作物統計調査規則の一部改正）

第五条　作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項及び第八項を削る。

第八条第二項第一号中「又は統計調査員」を削り、同項第二号中「実査機関の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）」に改め、同条第三項、第五項及び第六項中「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第九条第二項中「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第十条第一項中「第八条の規定により選定された経営体又は関係団体」を「第八条第二項第二号又は第五項第四号の規定により選定された関係団体又は経営体」に、「第七条第一項から第七項まで」を「第七条第二項又は第五項」に、「、第八条」を「、第八条第二項第二号又は第五項第四号」に、「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に改め、同条第二項中「経営体又は関係団体」を「前項の関係団体又は経営体」に、「前項」を「同項」に、「経営体の世帯員又は関係団体の役職員」を「関係団体の役職員又は経営体の世帯員」に改める。

第十条の二第三項中「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第十二条第一項中「実査機関の長は、第十条」を「地方農政局長及び北海道農政事務所長は、第十条第一項」に改め、「実査機関の長に」を削り、「ごとに、」の下に「都道府県別の」を「報告書」の下に「及び当該報告書に基づく都道府県別結果表」を加え、同条第二項中「地方農政局の地域センター（取りまとめ地域センターを除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、前項の規定により集計を行つた」を「沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、第十条第一項の規定により送付された調査票及び統計職員等が作成した調査票に基づき、調査の区分ごとに集計を行い、その」に改め、「地方農政局長（取りまとめ地域センターが置かれている都府県にあつては取りまとめ地域センターの長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては「。以下この項において同じ。）」を削り、「前項の規定により作成した報告書を地方農政局長」を「調査の区分ごとに報告書を作成し、沖縄総合事務局長」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「地方農政局長、北海道農政事務所長及び」を削り、「は、第二項」を「は、前項」に改め、「（地方農政局長又は北海道農政事務所長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により集計を行つた結果を含む。）」を削り、「都道府県別の」を「県別の」に、「ともに、第二項」を「ともに、同項」に改め、「（地方農政局長又は北海道農政事務所長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により作成した報告書を含む。）」を削り、「都道府県別結果表」を「県別結果表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「は、」の下に「第一項又は」を加え、「集計した」を「集計を行つた」に、「、第三項の規定により送付された都道府県別の集計結果及びこれら」を「及びこれ」に改め、「ともに、」の下に「第一項又は」を加え、「及び第三項の規定により送付された都道府県別結果表」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第十三条中「前条第五項又は第六項」を「前条第四項」に改め、「同条第五項又は第六項の規定により送付された」を削る。

第十五条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改め、同条第二項中「、取りまとめ地域センターの長」を削り、「第十二条第三項又は第四項」を「第十二条第一項又は第三項」に、「集計した」を「集計を行つた」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「実査機関」を「沖縄総合事務局の農林水産センター」に、「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改める。

（農業経営統計調査規則の一部改正）

第六条　農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項から第六項までを削る。

第七条の二第二項中「実査機関の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）」に改める。

第八条第一項中「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第十条第一項中「又は第八条」を「及び第八条第一項」に改め、同条第二項中「地方農政局等の長」に、「又は第八条」を「及び第八条第一項」に改め、同条第二項中「地方農政局の地域センター（取りまとめ地域センターを除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び」を削り、「取りまとめ地域センター等の長は」を「沖縄総合事務局長」に改め、同条第三項中「取りまとめ地域センター等の長は北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十二条第二項において同じ。）は、第一項の規定により作成した調査客体記録又は」に改め、「（取りまとめ地域センター等の長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により作成した調査客体記録を含む。）」を削り、同条第四項中「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）」を「沖縄総合事務局長」に改める。

第十二条第二項中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長」に改め、同条第三項中「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に、「第八条」を「第八条第一項」に改める。

（木材統計調査規則の一部改正）

第七条　木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項及び第六項を削る。

第八条中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十一条第二項を除き、以下同じ。）」に改める。

第十条第一項及び第二項中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長」に改め、同条第三項中「取りまとめ地域センター等」を「地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局）」に改める。

第十条の二第一項中「（取りまとめ地域センター等の長に送付する場合に限る。）」を削り、同条第三項中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長」に改める。

第十一条第二項中「地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長）」に改める。

第十三条第一項中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長」に改め、同項後段を削る。

第十六条第二項中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林水産省の機関に対してされている送付その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の農林水産省の機関に対してされた送付その他の行為とみなす。